

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市の経済対策・生活支援等 のお知らせ

(令和2年4月24日更新)

本冊子は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る市の経済対策と生活支援等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度に記載している担当課へ直接お問い合わせ願います。

今後、新たな支援制度等が決まり次第、順次お知らせいたします。

## もくじ

### 1 生活支援等分野(個人・世帯向け情報)

給付	○(仮称)特別定額給付金	P2
	○住居確保給付金支給事業	P2
	○感染症予防用マスクの配布	P2
	○国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給	P2
貸付	○個人向け緊急小口資金等による支援	P3
猶予	○水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置	P3
	○納税の猶予の特例	P3
情報	○配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援「DV相談 <sup>プラス</sup> 」	P3

### 2 産業分野(事業主向け情報)

貸付	○中小企業振興資金の利子補給の拡充	P4
猶予	○肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付	P4
情報	○中小企業や農林業者などの相談窓口の設置	P4
	○地元商店応援運動	P4

## 登米市

#### ※最新の情報は

登米市ホームページ(トップページ)<https://www.city.tome.miyagi.jp/>内の「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご確認ください。

#### 【編集・発行】

登米市生活経済支援推進本部事務局

☎0220-23-7353

※5月7日から開通予定。それまでは代表番号0220-22-2111からお問合せください。

# 1 生活支援等分野(個人・世帯向け情報)

## 給付

### (仮称) 特別定額給付金(令和2年4月23日現在の情報)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、家計への支援を行うため、特別定額給付金を給付します。

- ◆給付対象者 基準日(令和2年4月27日)において登米市の住民基本台帳に記録されている方
- ◆受給権者 住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主
- ◆給付額 給付対象者1人につき10万円
- ◆実施方法 受給権者に対し、登米市より申請書を郵送し、受給権者は申請書に必要な情報を記載し、必要書類(本人確認書類、振込口座が分かる書類)を添付して、郵送で申請いただくか、マイナンバーカードを活用したオンライン申請を予定しています。
- ◆申請等 申請書の郵送時期や給付時期は、国において詳細な事業内容が決定され次第、改めてお知らせします。
- 問い合わせ 福祉事務所生活福祉課 ☎0220-58-5552

### 住居確保給付金支給事業

離職・廃業から2年以内の方であって就労能力及び就労意欲のある人の内、住居を喪失している人、または喪失する恐れがある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援などを実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

令和2年4月20日から対象者が拡充され、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人も住居確保給付金の支給対象となりました。なお、支給については、世帯の収入や預貯金等の要件があります。

- 問い合わせ 登米市自立相談支援センターそ・えーる登米 ☎0220-23-8610

### 感染症予防用マスクの配布

市内在住の妊婦の方に対し、感染症予防のためマスクを配布しています。

- ◆配布枚数 1人30枚
- ◆配布方法 郵送
- ※今後妊娠された方については、当分の間、妊娠届受理時に母子健康手帳交付と併せて、マスク30枚をお渡しします。
- 問い合わせ 市民生活部健康推進課 ☎0220-58-2116

### 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金の支給

国民健康保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方に傷病手当金を支給します。

- ◆対象者 給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部又は一部の支払を受けることができなかった方
- ◆支給額 傷病手当金の支給を受けることができる初めの日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数(給与等の一部の支払を受けることができなかった場合は、傷病手当金と支給された給与等との差額を支給)

※傷病手当金の支給は、国から詳細な内容が示された後に条例を改正し実施します。

- 問い合わせ 市民生活部国保年金課 ☎0220-58-2166

## 貸付

### 個人向け緊急小口資金等による支援

登米市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金と総合支援資金（生活支援費）に関し、市ホームページ及び広報紙等により制度周知を行うとともに、登米市自立相談支援センターそ・えーる登米と連携し、相談支援をしています。

（緊急小口資金）

- ◆貸付対象者：休業等により緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯
- ◆貸付上限額：10万円以内→20万円以内（拡充）

（総合支援資金（生活支援費））

- ◆貸付対象者：失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◆貸付上限：単身15万円以内/月、2人以上20万円以内/月（変更なし）

※総合支援資金（生活支援費）については、生活困窮者自立相談支援事業所（登米市自立相談支援センターそ・えーる登米）への相談が必要です。

- 問い合わせ 登米市社会福祉協議会 ☎0220-21-6310
- 登米市自立相談支援センターそ・えーる登米 ☎0220-23-8610
- 福祉事務所生活福祉課 ☎0220-58-5552

## 猶予

### 水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置

「登米市水道お客様センター」に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な事情がある方について、支払い猶予等の相談に応じています。

- 問い合わせ 上下水道部経営総務課 ☎0220-52-3311

### 納税の猶予の特例

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が、り患された場合など、以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められる場合がありますので、税務課徴収対策係にご相談ください。

◆対象ケース

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合。
- (2) 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合。
- (3) 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合や、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。

◆分割納付 相談に応じ、適宜対応します。

- 問い合わせ 総務部税務課 ☎0220-22-2169

※国税（所得税・消費税・法人税等）については、下記の税務署まで事前にお電話でご相談ください。

- 問い合わせ 佐沼税務署 ☎0220-22-2501

## 情報提供

### 配偶者等からの暴力（DV）の被害者の相談支援「DV相談<sup>プラス</sup>＋」

配偶者等からの暴力（DV）の被害者の相談支援のため、全国共通の電話相談ナビ

(DV相談ナビ：0570-0-55210) が設置されております。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に起因によるDV等の増加・深刻化に対応するため、新たに「DV相談+ (プラス)」を実施しています。

◆相談体制の拡充

① 24 時間対応電話 (4月 29 日から) 電話番号：0120-279-889

② SNS・メール相談 ※ホームページ (<https://soudanplus.jp>) からアクセス  
※SNS相談は正午から午後 10 時まで、メール相談は 24 時間受付

③外国人相談者向け相談 対応言語は、英語、中国語、韓国語など

※正午から午後 10 時まで受付

■問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 ☎0220-58-5562

## 2 産業分野(事業者向け情報)

### 貸付

#### 中小企業振興資金の利子補給の拡充

登米市中小企業振興資金の融資を活用しており、下記の対象となる市内中小企業者に利子補給を行い、資金繰りを支援します。

◆対象者 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上高が前年同月と比較して15%以上減少した事業者

◆利子補給額 0.85% (貸付利率1.7%の2分の1)

※現行の利子補給額に加算します。新規借入者は、現行制度と組み合わせることで、実質無利子化となります。

◆利子補給の期間 1 年間

■問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 ☎0220-34-2706

### 猶予

#### 肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付

登米市高齢者等肉用牛貸付事業及び後継者等肉用牛貸付事業において、満期となった貸付牛の償還に関し、子牛価格及び枝肉相場の下落に対して支援を行っています。

◆償還猶予 猶予期間 令和2年1月~12月(1年間)

◆分割納付 相談に応じ、適宜対応

■問い合わせ 産業経済部農政課 ☎0220-34-2713

### 情報提供

#### 中小企業や農林業者などの相談窓口の設置

売上高の減少など経済的な影響を受けている中小企業や農林業者など市内事業者を対象とした相談窓口を産業経済部内に開設しています。

■問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター ☎0220-34-2836

#### 地元商店応援運動

売上減少の市内飲食店・物産直売施設が行っている「テイクアウト」や「出前」内容等を市ホームページと市 Facebook「Tome ご飯」で情報発信しています。

■問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 ☎0220-34-2706